

## 研究ノート

# 高等学校における特別支援教育の現状について

## Research on support for special needs education in high schools

島田里緒菜  
Riona Shimada

伊藤えつ子  
Etsuko Ito

### Abstract

高等学校では、平成30年度から通級指導が制度化されるなど特別支援教育の充実が図られている。しかし、通常の学級の生徒には学校によって支援にばらつきがあるなど発展の過程にある。そこで、本研究では、高等学校における特別支援教育の現状と課題を把握するため、埼玉県内の特別支援学校分校が設置された高等学校7校の教職員を対象に質問紙調査を行い、支援内容などについて把握した。その結果、多くの教員は、自校に特別支援教育が必要な生徒が在籍していると考え、校内の組織で支援に取り組んでいるといえる。

キーワード：特別支援教育、発達障害、高等学校、特別支援学校分校、校内支援体制

From 2018, support for special needs education in high schools has been enhanced, such as the institutionalization of commuter instruction. However, regular class students are in the process of development with varying levels of support from school to school. In high schools, Therefore, in this study, in order to understand the current situation and issues of special needs education in high schools, we conducted a questionnaire survey of teachers at seven high schools with branch schools for special needs in Saitama Prefecture. As a result, it was found that many teachers thought that their school had students who needed special needs education, and that they were working on it within their own school.

Key words : Special needs education, developmental disabilities, high school, branch school of special needs education, school support system

### I はじめに

平成19(2007)年4月1日、「特別支援教育の推進について(通知)」<sup>1)</sup>により、障害の有無に関わらず、支援の必要なすべての児童生徒を対象に特別支援教育を推進することになった。宮前、半澤(2011)<sup>2)</sup>は、学習上気になる生徒がどの学校にも在籍しており、高等学校の担当者が困難さを感じていると報告している。また、水谷(2015)<sup>3)</sup>の報告によれば、高等学校で特別支援教育の視点を取り入れた支援を行っている教師は、授業中集中できないなど著しく学習に困難な生徒がいると回答している。

このような高等学校での状況を踏まえ、平成28(2016)年12月9日に学校教育法施行規則が改正され、平成30(2018)年度から高等学校においても通級による指導が実施できるようになった<sup>4)</sup>。文科省は令和元年3月、高校生を対象とした通級による指導の実施状況を公表した<sup>5)</sup>。令和元年度

に、国公立の高校で、通級による指導が必要だと判断された生徒は合計で2,485人いた。このうち、約4割に当たる1,006人が実際に通級による指導を受けていた。ほぼ同数の1,085人は、指導体制が確保できなかったため、通級による指導を受けなかった。しかしながら、平成24(2012)年度の文部科学省の調査<sup>6)</sup>によると小中学校の通常学級において学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒は約6.5%在籍していることが報告されている。また、「読む」または「書く」に著しい困難を示す児童生徒は約2.4%、「計算する」または「推論する」に著しい困難を示す児童生徒は約2.3%在籍していることが報告されているのである。通級による指導を受けていた中学生は高等学校への入学時申し送りがなされ教職員間で情報共有がなされ場合があるが(矢野・小栗, 2021)<sup>7)</sup>、通常の学級で学習上生活上の困難を抱えていた生徒は必ずしも十分な情報が高等学校に提供

されるとは限らない。

通級による指導は、高等学校の特別支援教育の前進ととらえられるものの、学級の中には、学習生活上の困難さを抱えている、または本人や教員に気づかれず支援を受けないまま過ごしている生徒が多数いると考えられる。

岡山県総合教育センター（2013）<sup>8)</sup>の全県の高等学校における調査からは、校内支援委員会についてあまり機能していない、情報共有をあまり行っていない等の回答が多かったり、特別支援教育コーディネーターは授業における具体的な支援が必要としており、教員の方は個別の子供の理解、授業の具体的な支援が必要としておりばらつきがある等が報告された。

さらに、島田・伊藤（2021）<sup>9)</sup>は、学校全般の具体的な支援につなげる必要があり、アセスメントを行なった結果を教科指導や生徒指導、進路指導に生かしたり、小中学校と連携を図ることが求められているとしている。

埼玉県では、平成20年度から、特別支援学校高等部生徒の増加への対応として、高等学校の空き教室を活用して知的障害特別支援学校の分校を設置し教室不足の解消を図っている。現在高等学校7校に分校があり（表1）、令和5年度に3校、令和6年度に3校が新たに開校する予定である。

そこで、本研究では、高等学校の分校が設置され、生活の場を共有しているという特別の環境の中で、高等学校の特別支援教育はどのように推進されているのか、現状と課題について、調査をしようとするものである。島田・伊藤の研究における課題である支援内容と教科や他の領域との関係等について深めていく。

## II 研究対象と研究方法

### (1) 研究対象

埼玉県内の特別支援学校分校がある7校の教職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、実習教員、実習教諭、実習助手、専門員、ALT、司書）

### (2) 研究方法

表1の高等学校へ、特別支援教育に関わる取り組みの有無、組織的な取組となっているか

などの質問紙調査を実施した。令和4年9月下旬に質問用紙の配布、10月中旬に回収した。回収率は49.8%だった。

表1 埼玉県内の特別支援学校の分校が設置された県立高等学校<sup>10)</sup>

高等学校	学科	学級数/教員数	分校開校年度
A校	普通科	16/42	平成20年度
B校	普通科	20/46	平成20年度
C校	普通科	18/45	平成20年度
D校	普通科	21/48	令和4年度
E校	普通科 音楽科	13/41	令和4年度
F校	普通科	15/36	令和4年度
G校	普通科	15/37	令和4年度

## III 結果

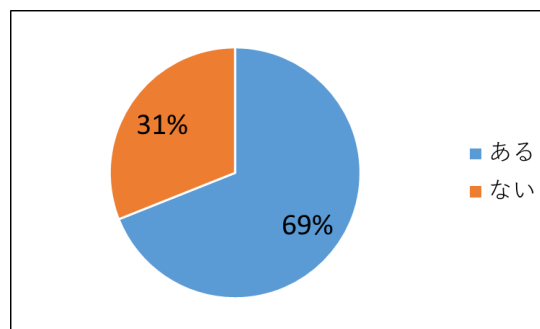


図1 特別支援教育に関する研修経験

「特別支援教育」に関する研修経験が「ある」と回答した教職員は、69%、「ない」と回答した教職員は、31%である（図1）。

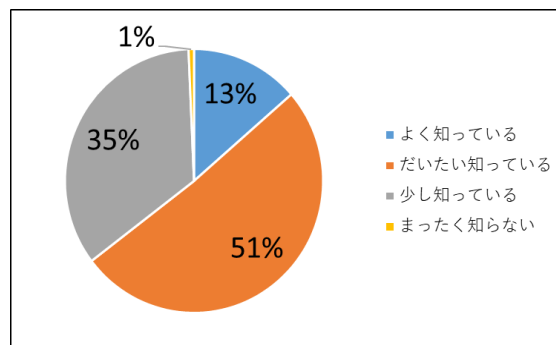


図2 発達障害に関する知識

「LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症（自閉症スペクトラム症）」に

ついて知っていますか?の質問に対して、「よく知っている」(13%)、「だいたい知っている」(51%)と回答した教職員は、64%。次いで「少し知っている」と回答した教職員が、35%、「まったく知らない」と回答した教職員は、1%であった(図2)。

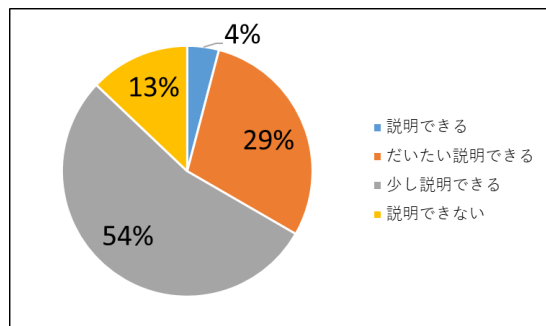


図3 発達障害に関する知識2

「LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症(自閉症スペクトラム症)」について説明できますか?の質問に対して、「説明できる」(4%)、「だいたい説明できる」(29%)と回答した教職員は、33%。次いで「少し説明できる」と回答した教職員は54%、「説明できない」と回答した教職員は、13%であった(図3)。

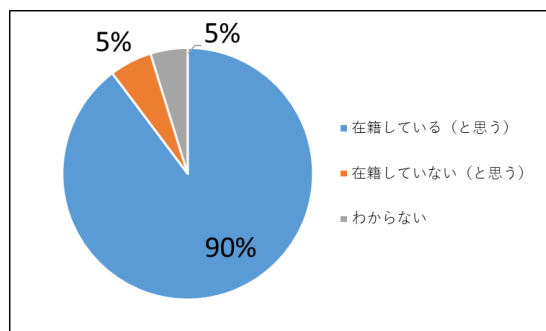


図4 特別支援教育に関わる生徒の在籍に対する意識

あなたの勤務する学校に「特別支援教育」に関わる生徒は在籍していますか?または、在籍していると思いますか?の質問に対して、「在籍している(と思う)」と回答した教職員は90%となり、多くの教職員が生活や学習上の困難を抱えている生徒が在籍している(と思う)と回答した(図4)。

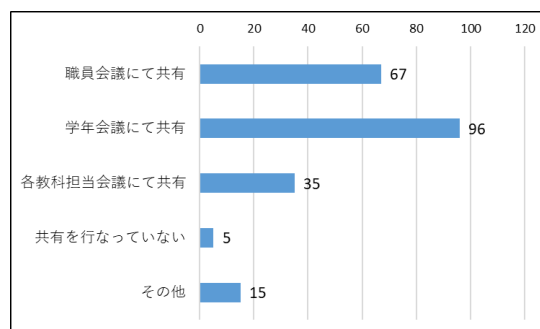


図5 特別支援教育に関わる生徒の情報共有

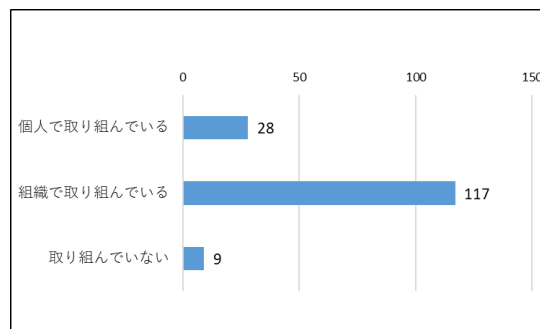


図6 教員の特別支援教育への取り組み方

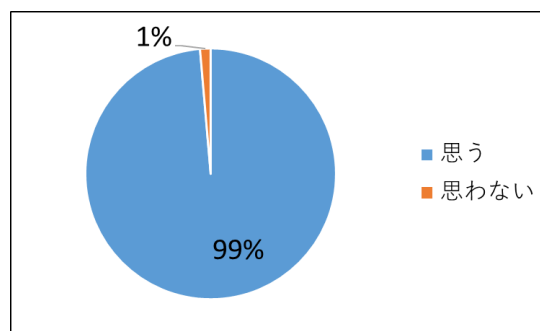


図7 発達障害のある生徒への対応の必要性

高等学校において発達障害のある生徒への対応は必要だと思いますか?の質問に対し、回答者の99%が「必要だと思う」と回答した(図7)。

以下、は、問7「高等学校において発達障害のある生徒への対応は必要だと思いますか?」の回答に対する理由(自由記述)である。

自由記述(一部抜粋)

理由(対応は必要だと思う)

- ・社会に出るにあたり自己理解、自立が必要であるが義務教育段階で出来るようになっているケースが少ないため
- ・発達障害と診断されてなくても、グレーゾー

## 高等学校における特別支援教育の現状について

ンの生徒が多数在籍している。その生徒たちへの対応は必要である。

- 適切な対応をすることにより自信をつけさせ成長が期待できると思うため
- 高等学校だからといって発達障害のある生徒がいないわけではないし、高等学校での生活で1人もとり残さないようにするためには困難を感じている生徒自身を支援する必要があるから。また、高等学校は卒業後の進路を考えても社会的自立を目指すために対応は必要であると思う。
- 障害の有無に関わらず、共生していくことは、人権の観点からも不可欠。
- どの現場においても特別支援が必要な生徒はいると考えられるため。
- 特別支援学級に入れないグレーゾーンの生徒については、可能なら特性に合わせた支援をすべき。しかし、人手も予算も足りていないので、こぼれてしまうのが現状。
- 知能に関わらず一定数いると思うので、どんな学校でも存在する問題である。
- 発達障害に対する理解は進んでいるが、やはり、個別対応の難しさを感じる。それぞれ対応する手段が必要である。
- 多様なニーズに対応するため。
- インクルーシブ教育が必要だと思うから。
- 軽度の発達障害を抱えていると思われる生徒は普段の交流の中から感じ取れ、また学校生活の中で不自由を感じているということもまた感じ取れる。故にニーズに応じたサポートが必要であると考え。
- 生活や学習の能力が低いのではなく、方法や手段を工夫すれば理解できたり、生徒の自信につながると思うため。
- 対応することにより本人の学習環境が保証される。
- 高校を卒業すると社会的責任や働くということが発生してくる。残念ながら現在の日本社会はLDなどの障害について考慮してもらえない環境はありません。ならば高等教育の環境で社会に少しでもなじめるようなトレーニングや教育の必要があると思います。

・特性を理解した上で配慮すべきことがあれば、対応していく方が、教育上の効果もあがると思います。

理由（対応は必要だと思わない）

- 個人の障害に差があるが、特別支障のない生徒が入学していると思われるから。
- 高校は高等教育の場であるから、自分で高等知識が必要・身につけたいという子が学ぶところである。

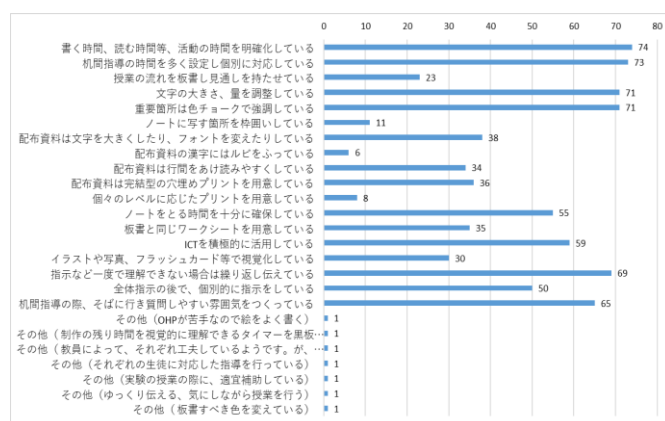


図8 授業における指導の工夫

「授業における指導」では、どのような工夫をしていますか？の質問に対し、「授業の構成」、「板書の工夫」、「プリント類」、「ノートテイク」、「教材機具、支援機器」、「指示・教示の工夫」の6つの分野からチェック項目を作成した。

結果、「授業の構成」、「指示・教示の工夫」において、50%以上の教職員が工夫をしていると回答があった。次いで、「板書の工夫」、「教材機具、支援機器」において、40%以上の教職員が工夫をしているとの回答があった（図8）。

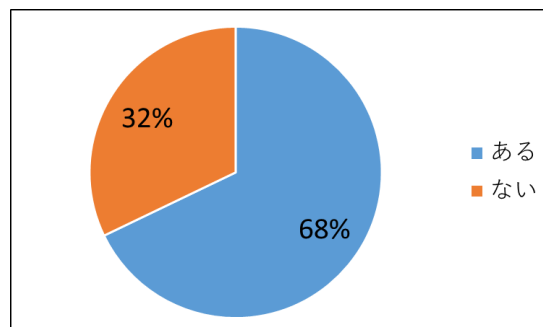


図9 生徒に対する学習面の支援の有無

生徒に対し、学習面において個別対応や支援を

したことが「ある」と回答した教職員は、68%、「ない」と回答した教職員は、32%である(図9)。

また、生徒に対し、学習面において個別対応や支援をしたことがありますか?の質問に対し、「ある」と回答した教職員が、具体的に実施した対応や支援である。(一部抜粋)

【具体的な様子】

- ①全体の指導では課題の内容が入らずに課題を進めることが難しい
- ②書くことが苦手で板書が遅くなってしまう
- ③指示を理解できていない
- ④黒板の字を時間内に写せない
- ⑤疑問を持った点をそのままにしておけない
- ⑥いつまでにどの課題を終わらせるか整理ができず、ため込んでしまう
- ⑦自分の見通しが持てず、計画を立てることが難しい
- ⑧教室がうるさくて授業に集中できない。悪口を言われているように聞こえる。
- ⑨1人で問題が解けないため、提出期限を守れず、提出物が出せない
- ⑩授業のペースについていけない。
- ⑪色を正しく判別することができない生徒がいる
- ⑫文字の書くスピードが遅い
- ⑬テストの点数が取れない

【実際にした対応・支援策】

- ①全体指導の後にその子だけに同じ課題内容をもう一度行っている
- ②その生徒用のプリントを作成
- ③指示内容を黒板に書く、掲示する、個別にメモを渡す
- ④タブレット等で撮影して、書く時間を確保
- ⑤早いタイミングで時間を作り、支援した
- ⑥終わらせる課題と締切日を表にして、優先順位をわかりやすく示し、終了したものに印(×)をつけさせる
- ⑦何をすべきかを全て書き出させて、優先順位とどれくらい時間がかかるかを一緒に考えて、計画を立てさせた。
- ⑧スクールカウンセラーが本人、保護者にカウンセリングを行い、個別の支援計画を作成し、組織

で対応した。

- ⑨放課後に時間を作り、すぐ横でサポートしながら課題に取り組ませる。
- ⑩机間巡視や授業後において個別で授業内容について再度指示・指導を行う。
- ⑪緑・青などの黒板と同化する可能性のあるチョークは使用しない。また使用する色も3色以上は使用しない。
- ⑫板書と同じプリントを渡した
- ⑬個別指導

IV 考察

図2・3から、「LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症(自閉症スペクトラム症)」について知ってはいるが、なかなか説明まではできない・わからないということが示され、ある程度の知識はあるが、説明するまでの知識はあまりないと言える。しかし、原ら(2007)<sup>11)</sup>の結果と比較すると、「LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症(自閉症スペクトラム症)」について約50%の教職員がまったく知らない・説明できないと回答していたが、今回の結果から約99%の教職員が、何かしらの知識を得ており、約80%の教職員が何かしら説明できるとしている。このことから、15年前と比較し、特別支援教育についての理解等も進んでいると言える。しかし、図1から、「特別支援教育」の研修経験のない教職員も全体の30%程度いるため、知識が十分でないことも考えられ、今後はより教員研修についても深めていく必要があると考えられる。今回の問2の質問は、どの範囲の研修についてなのかを示しておらず、校内研修であるか、その他の教育機関で受講する研修であるのかを明確にしなければならない。

図4・5・6・7から、高等教育機関でも、生活や学習上の困難を抱えている生徒が在籍している(かもしれない)こと、高等学校においても発達障害のある生徒への対応は必要であるということが示された。「在籍している(と思う)」と回答した教職員の多くは、「特別支援教育」に関わる生徒に対して、組織で対応し、学年会議をはじめ、職員会議や各教科担当会議、教育相談・特別支援

委員会、成績会議や教員同士の会話などさまざまな場で情報の共有がされていることがわかり、日常的に生徒の情報交換はされていることがわかる。高校受験を通過しているとはいえ、生活や学習上の困難を抱えている生徒、いわゆるグレーゾーンと思われる生徒は一定数いると言える。

また、それらの対応について、自由記述から、さまざまな意見を聞くことができた。中でも、現在、インクルーシブ教育が進められていることや対応しなければ進級できず卒業できないなどの意見が多く挙げられた。社会に出るために、高等学校で指導・支援をし、社会的自立を目指さなければならないため等の意見もあった。また、高等教育機関であるため対応は必要ないとの意見もあった。対応は必要だ、としながらも教員の多忙さからなかなか個人に寄り添った指導・支援というのは難しいのが現状であるとの意見も見られた。

図8・9から、約70%の教職員が個別に支援をしており、その生徒にあった指導や支援をしていることが示された。また、ほぼ全員の教職員が、実際には、「授業における指導」では、日ごろから工夫をし授業を展開していることが示され、特に書く時間、読む時間等、活動の時間を明確化し、授業を展開していることがわかった。また、現在はICTを活用し、板書の遅い生徒には、その生徒の使用している端末に板書内容を送る等の工夫をし、授業時間を確保していることもわかった。

今回の調査は、分校の併設されている高等学校をターゲットに行った。結果として、「LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症（自閉症スペクトラム症）」などの発達障害の理解は進んでいるといえる。また、「特別支援教育」に関わる生徒学校組織で対応し、半数以上の教職員が個別で指導・支援をしていることがわかった。

分校設置年度で各アンケート項目を比較、検討を行ったが、今回のデータでは、特に大きな差はなかった。しかし、学校ごとに結果を見ると、特別支援コーディネーターや特別支援委員会等が中心となり、指導や支援を行っている高等学校は、教員の個別指導や学校の取り組む活動が多かった傾向にある。

今後の課題として、今回のアンケート調査をも

とに、特別支援コーディネーターや校長教職員、さらに、分校の教員にもインタビュー調査等を行い、さらに現状と実態について調査を進めたい。また、分校の併設されていない高等学校にも同様の調査を行い、「特別支援教育」に関する意識調査を行い、比較検討を行いたい。

#### 【注釈と引用文献】

- 1) 文部科学省（2007）特別支援教育の推進について（通知）
- 2) 宮前理、半澤万里（2011）高等学校における特別支援教育に対する教員の意識と関心について、宮城教育大学紀要 46、231-240
- 3) 水谷篤代、大谷正人（2015）高等学校の教育現場から見た特別支援教育の現状と課題 — X 県の公立高等学校における調査から —、三重大学教育学部研究紀要 66、教育科学 295-308
- 4) 文部科学省（2018）学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）
- 5) 文部科学省（2019）高等学校及び中等教育学校における「通級による指導」実施状況調査の実施について（結果）
- 6) 文部科学省（2012）通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について
- 7) 矢野善教、小栗貴弘、小栗香奈子（2021）高等学校における特別支援教育の現状と課題 — 校内支援体制・校外連携・通級による指導を通して —、作大論集 13、125-138
- 8) 岡山県総合教育センター（2013）高等学校における特別支援教育の視点からの指導・支援に関する研究、研究紀要 7
- 9) 島田里緒菜、伊藤えつ子（2021）高等学校における特別支援教育の支援に関する研究、武蔵丘短期大学紀要 29、27-48
- 10) 埼玉県（2022）令和4年度埼玉県学校便覧
- 11) 原理代、小方朋子（2007）高等学校における特別支援教育に対する理解 — 高等学校教員に対するアンケート調査の分析を中心に —、香川大学教育実験総合研究、14：31-40